

8 法人の事業税

(1) 事業税額等に関する調

区分			現 事 業 年									
			確 定 額							左の確定額に対応する前年度分の中間申告額		
			事業年度数		所得(収入)金額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告額		事業年度数	税 額	
			確定申告のあったもの	左のうち決定したもの		確定申告のあったもの①	左のうち決定したもの	事業年度数	税 額②			
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	普通法人	分割法人	本県本店分	1,630	-	44,510,879	2,481,770	-	3	3,926	444	645,990
			他県本店分	7,306	-	105,729,762	6,037,046	-	16	7,876	2,418	1,405,127
			県内法人	34,989	65	164,540,935	8,080,788	2,226	30	4,868	4,364	2,431,000
			計 A	43,925	65	314,781,576	16,599,604	2,226	49	16,670	7,226	4,482,117
		特別法人 B	1,461	1	21,771,746	833,757	61	-	-	-	19	2,499
		公益法人等 C	918	1	2,499,101	121,925	-	-	-	-	-	-
		人格なき社団等 D	236	2	128,327	3,909	17	-	-	-	-	-
		清算法人 E	179	1	4,426	129	-	1	6	-	-	-
		特定信託 F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		特定信託 G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	所得課税分計(A+B+C+D+E+F+G) H	46,719	70	339,185,176	17,559,324	2,304	50	16,676	7,245	4,484,616		
	収入金額課税分 I	88	-	519,538,241	3,745,377	-	-	-	-	27	1,926,249	
	外形対象法人分 J	4,267	-		24,457,630	-	16	21,716	3,268	9,369,336		
	合計(H+I+J)	51,074	70		45,762,331	2,304	66	38,392	10,540	15,780,201		

(注)

- この調は、当年度において確定したものについて作成した。
現事業年度分及び過事業年度分の区分は、次による(以下、法人の事業税関係において同じ。)
(イ) 現事業年度分
平成25年2月1日から平成26年1月31日までの間に終了する事業年度分。なお、同日後に終了する事業年度分で平成26年3月31日までに申告書の提出があり、当年度において調定したものについては、当該事業年度分を含む。
(ロ) 過事業年度分
(イ)の現事業年度分以前の事業年度分。
- 現事業年度分の①及び「所得(収入)金額」は、当年度において確定した税額(確定申告、修正申告、更正又は決定後の最終税額をいい、減免があった場合には減免後の税額をいう。)又はこれに対応する所得(収入)金額を記載した。
- 「事業年度数」は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれの事業年度ごとに1件として計上したが、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件とした。
なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。

○ 事務所別内訳

区分			大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜	北部	
所得課税分	普通法人	分割法人	本県本店分	78,364	183,981	1,167,720	770,290	49,179	117,968
			他県本店分	192,936	623,384	3,783,029	1,795,270	90,851	244,067
			県内法人	442,015	1,068,440	2,405,854	1,886,642	457,695	459,759
			計	713,315	1,875,805	7,356,603	4,452,202	597,725	821,794
		特別法人	23,012	33,410	124,994	513,084	14,320	34,025	
		公益法人等	1,307	7,387	37,078	74,226	4,384	1,423	
		人格なき社団等	33	419	1,870	325	107	479	
		清算法人	-	-	4	5	-	-	
		特定信託	-	-	-	-	-	-	
		法人課税信託	-	-	-	-	-	-	
	収入金額課税分	1,659	2,442	1,198,987	2,578,047	7,731	4,499		
	外形対象法人分	593,165	1,972,661	14,298,311	7,926,262	394,122	634,879		
	合計	1,332,491	3,892,124	23,017,847	15,544,151	1,018,389	1,497,099		

(単位:件, 千円)

度 分						過事業年度分			調定額合計	当年度に発生した歳出還付額
確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度になる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調定額	所得(収入)金額	調定額		
事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したもの	当年度に収入したもの	(①+②-③+④+⑤+⑥)	金額	⑧	⑦+⑧	
	④		⑤	⑥		⑦				
464	628,677	1	546	90,632	-	2,559,561	274,555	58,811	2,618,372	
2,805	1,959,907	16	48,905	120,246	-	6,768,853	2,024,689	138,969	6,907,822	
4,678	2,629,705	1	659	531,489	-	8,816,509	2,221,668	210,893	9,027,402	
7,947	5,218,289	18	50,110	742,367	-	18,144,923	4,520,912	408,673	18,553,596	
19	1,595	-	-	55		832,908	318,225	2,968	835,876	
3	147	-	-	-		122,072	25,976	7,765	129,837	
-	-	-	-	-		3,909	17,105	626	4,535	
-	-	-	-	-		135	73	1	136	
-	-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	-	-	-		-	-	-	-	
7,969	5,220,031	18	50,110	742,422	-	19,103,947	4,882,291	420,033	19,523,980	
73	1,989,899	-	-	72	-	3,809,099	2,971,975	22,926	3,832,025	
3,465	10,176,216	34	60,577	403,890	-	25,750,693		763,513	26,514,206	
11,507	17,386,146	52	110,687	1,146,384	-	48,663,739		1,206,472	49,870,211	2,136,427

4 「確定申告が翌年度になる見込納付額」は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため、法第72条の25第3項の規定によりその納期限が延長された法人が、見込納付を行った場合の額を記載した。

5 「中間納付額の歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

6 「過事業年度分」の「所得(収入)金額」は、修正申告又は更正によるものは調定額に対応する金額を記載したが、前年度中に中間申告し、同年度中に確定申告すべき場合において、当年度に期限後申告された等で当年度調定となったものは、確定事業税額から中間納付額を控除した金額を記載した。

7 「当年度に発生した歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載したが、⑥の金額は含めていない。

8 「清算法人」の予納分は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(単位:千円)

栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
33,738	107,119	16,676	93,337	2,618,372
17,399	91,602	42,187	27,097	6,907,822
207,279	1,368,001	312,521	419,196	9,027,402
258,416	1,566,722	371,384	539,630	18,553,596
9,313	42,364	14,325	27,029	835,876
156	920	576	2,380	129,837
72	395	268	567	4,535
121	6	-	-	136
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	38,660	-	-	3,832,025
147,624	374,277	133,169	39,736	26,514,206
415,702	2,023,344	519,722	609,342	49,870,211